

第 1 回 会 議 議 事 録

1 開催日時 平成24年3月28日(水) 午後3時45分から午後5時まで

2 場 所 ルビノ京都堀川 「平安の間」

3 出席委員(32名中25名出席)

青山委員、栗津委員、居内委員、岩井委員、岩城委員、上原委員、内川委員、大澤委員、大槻委員、岡本委員、櫛田委員、小森委員、初宿委員、関委員、田尻委員(代理)、萩原委員、花木委員、藤井委員、細田委員、宮部委員、向井仲委員、森田委員、矢吹委員、山条委員、山本委員

4 概 要

(1) あいさつ

(2) 自己紹介

青山委員 : 皆さんこんにちは、京都府自閉症協会の役員をしております青山聡尚と申します。主な普段の活動は、自閉症という枠の中で、いろいろな症状、カテゴリーなどもあり、保護者や当事者の支援や、意見交換会や保護者同士の交流などを協会としてサポートさせていただく活動をしております。今回、このような委員をさせていただくことになり、微力ながら私なりに意見をしていきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。

栗津委員 : こんにちは。きょうされん京都支部の支部長をしております栗津と申します。私どもは、ひらがなで「きょうされん」という名前で、私は全国組織の京都支部の代表をしております。もともとは「共同作業所全国連絡会」といい、無認可の共同作業所の集まりで35年前に発足しまして、京都も当時7箇所の共同作業所でスタートし、今は110会員おられます。制度改革がまったただ中な中で制度的には「共同作業所」というものはなくなっていくますし、私たちの会員も共同作業所から授産施設あるいは新体系の事業の方に移行もしていった訳ですけども、働く場だけではなくて、暮らしの場、相談支援の場と様々な事業を広げていく中で、10年ほど前にひらがなの「きょうされん」と改称しております。もともと働く権利の保障も含めた、地域でのあたりまえの暮らしの保障をとということでスタートしていますので、是非皆さんとともに活発な論議に参加させていただいて、京都から良いものができるように頑張りたいと思っております。よろしくお願い致します。

居内委員 : 皆さんこんにちは、京都市の障害保健福祉課長をいたしております居内と申します。私ども京都市としましては、今回、京都府さんがこれから様々な検討をして作っていかうとされている新しい条例、この条例の内容がしっかりといいものになるように連携・協力をして、みんながいいものできて良かったなと思えるような条例づくりに参画をする。その上で条例ができたあかつきには、京都府下の半分の人口を抱える市の責任として、しっかりと普及・啓発の活動もすすめていく。そういう立場でこの条例づくりに参画させていただきたいと

思っております。よろしくお願いいたします。

岩井委員 : こんにちは。社団法人京都手をつなぐ育成会の岩井と申します。京都手をつなぐ育成会は知的障害の親の会でございますが、当初4人の母親が立ち上げた会で約56年の歴史をもって、現在、知的障害者のなかなか自己表現ができない子供たちに代わって親がやるという、このような活動をしております。よろしくお願いいたします。

岩城委員 : 京都府教育委員会特別支援教育課長の岩城と申します。私どもは京都府立の特別支援学校、それから小中学校の特別支援学級、同じく小中学校の通級指導教室という教育の場がございますが、近年では発達障害者支援法も制定されまして、小中学校の通常の学級の中にも発達障害のお子さんのいろいろな課題があります。そういうことについて教育内容、教育条件の整備の教育行政の担当部局でございます。また、教育界におきましても国における障害者基本法の改正で、現在、インクルーシブ、インクルーシブはともに生きる、「共生」ととらえていただけたらと思っておりますが、そういう教育の在り方について文部科学省、国レベルでも議論がされておりますので、そのような観点からこの場に参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

上原委員 : 京都府医師会監事、京都府介護支援専門員会の会長を仰せ付かっています上原と申します。京都市域リハビリテーション協議会の会長もしており、そこでは障害のある方と健常者の交流会にも努めておりまして、健常者の方々に障害者の理解をいただけるようにということもしております。そういう立場や医師としての立場から、この条例づくりに参画できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大澤委員 : 京都府立高等学校PTA連合会の監事と特別支援教育部会長ということで、保護者の立場でいろいろと意見の方を言わせていただきたいと思います。一昨年4月に開校しました八幡支援学校のPTA会長でもあります。私的には八幡市の障がい者自立支援協議会の子ども支援部会で就学前から成人期に至るまでの課題など、障害者の方が暮らしやすいようにということでもいろんな取り組みを話し合っているところですので、こちらの意見にも生かしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

大槻委員 : 京都府商工会連合会の専務理事をいたしております大槻と申します。府内22の商工会地域がございます訳ですが、いずれの地域も少子高齢化が進展し、また基幹産業であります公共事業が減少している中で大変苦戦しております。こうした地域が何とか元気になるようにということで日々頑張っているところです。よろしくお願いいたします。

岡本委員 : こんにちは。働く仲間組織します労働組合の連合京都の岡本です。私ども連合につきましては、働くことを軸とする安心社会というひとつの社会像を提言いたしまして、その実現に向けて運動を進めているところであります。とりわけ、あらゆる人が社会に参加できるという社会を目指していこう。バリアをみんなでなくしていこうということも取り組みのひとつとしております。10数年前になりますが私自身も障害者施設で働いていた経験もありまして、この会

議については非常に興味もあり参加させていただきました。どうぞよろしくお願ひします。

櫛田委員 : 京都府社会福祉施設協議会の会長をしております櫛田と申します。施設会を代表してこの席に参加させていただいております。施設か地域かではなく施設も地域も。福祉のベクトルは「地域化」ということが言われている訳ですが、そのことを決して否定するものではありません。地域生活を支えるという一翼を是非担いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

小森委員 : 京都頸髄損傷者連絡会の小森と申します。僕たちは途中で労働災害や交通事故、スポーツ事故等で首の骨の中の頸髄という神経を損傷して、四肢麻痺という障害を持つ者の団体であります。僕自身は32年前に首の骨を折って頸髄損傷になり、その当時は一歩も外出することすら出来なく、バスにも乗れない、電車にも乗れない、野球を見に行っても見られない、そういう大きな本当に差別を受けながら生きてきました。そしてその差別に対して戦ってきた団体です。今回この京都で差別に関する条例というものを作る委員の中で、皆さんと一緒に激しく戦いながらいいものを作りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

初宿委員 : 「しやけ」と申します。フリガナがなければなかなか読めない難しい名前です。この3月までは名簿にございますように京都大学におりますが、3月末で定年となり4月1日からは京都産業大学に勤めることになっております。非常に大事な条例づくりだと思ひますので、力不足ですが、法律学の側面からこの条例が出来上がるように頑張りたくと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

関委員 : こんにちは、知的障害者の代表としてきました関恭男です。多分こういう場に知的障害を持った方はあまり来られないので、今日は参加できるのを本当に楽しみにしておりました。障害者本人からの視点でいい条例を作っていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

内川委員 : 皆さんこんにちは。社団法人京都府聴覚障害者協会の事務局長をしております内川と申します。社団法人京都府聴覚障害者協会はだいたい800人の会員がいます。その中で、例えば情報面であったりコミュニケーション面であったり、いろいろなバリアがあります。そのバリアを少しずつ無くしていくことを頭に入れて活動している団体です。皆さんとともに一緒にいい条例を作っていくように頑張りたくと思ひます。御協力よろしくお願ひします。

野々村委員 : 京都府視覚障害者協会理事をしております野々村好三と申します。本日は委員の田尻の代理で来させていただきました。京都府視覚障害者協会は結成から60年以上経過しまして、現在、京都府全域に会員が1300人ほどおります。視覚障害者も様々で、もちろん全く見えない者から、最近ではロービジョンと言われるようになって来ましたが、見えにくい、見えにくさを持った視覚障害者等様々ですけれども、そうした視覚障害者の声を条例に少しでも反映させて行ければというふうに思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

萩原委員 : こんにちは。京都難病団体連絡協議会の副代表をしております萩原と申しま

す。私自身は膠原病の中の全身性エリテマトーデスという、国が指定している特定疾患の難病患者です。でも障害者手帳はもらっておりません。手帳を持たない難病患者もたくさんいますので、そういう声を聞いていただけたらと思って参加させていただきます。よろしくお願いします。

花木委員 : 京都府町村会からの推薦で出席しております井手町の高齢福祉課長の花木と申します。井手町の障害者福祉を担当しておりますが、京都府と申しましても人口150万人の京都市さんから南部の方では2000人に満たない町村までいろいろございます。私の立場としましては町村という人口の少ない、また、都市部とは大きく違う状況の中で、この条例が生きていくかという視点から参加させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

藤井委員 : 京都府の肢体障害者協会会長の藤井です。我々の団体は昭和23年に身体障害者福祉法ができてから、ずっとこうした障害問題を抱えた人達の組織を作り上げてきて、いろんな制度改革に長年にわたって取り組んできたわけでありませう。従来は肢体障害者、いわゆる手足の不自由な人達は、外に出ることが出来なかった。そういう人達のために交通機関の割引制度や京都では地下鉄構想が出たときに誰もが乗れるような地下鉄にして欲しいという運動を展開してきました。これが、いみじくも日本の先駆けとなって、あらゆる交通機関のバリアフリー化の先駆者であったと私は思っております。京都のそういった運動が全国的に広がり、今では交通バリアフリーは全国で叫ばれる時代になっております。そういった中で今こうして京都府で我々に対する差別問題または共同で生きられる社会づくりの条例を作っていただけるということで、一緒に参加して頑張っていきたいと思っております。

細田委員 : こんにちは。精神障害者の当事者の代表として参加しています細田と申します。普段は2001年に結成して11年の活動を展開してる「京都ひまわりの会」というところでセルフヘルプの活動をしておりまして同時に「京都中途障害者の会」という団体で人生半ばにして生きていく上で特別の困難を強いられている人達の活動を援助していくためには、どういう社会が必要なのか、どういう地域社会が必要なのかを討議したり考えたりしている会を運営しております。条例をよりよいものにしていくために非力ですがささやかな力を捧げたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

宮部委員 : こんにちは。京都障害児者親の会協議会から参りました宮部でございます。私の娘は知的障害がありまして、養護学校を卒業した後、就職する場所もないというようなことで、仲間が集まり30年前に共同作業所を立ち上げまして、その後、法人化をして参りました。また、個人的にはNPO法人権利擁護センター相楽というものを立ち上げておりまして、知的障害の関係もありますけれど引きこもりの家族会などもさせていただきまして「引きこもり・キラリ」というブログを掲載しておりますので、そちらの方を見ていただければありがたいなと思っております。どうぞよろしくお願いします。

向井仲委員 : 京都経営者協会の向井仲と申します。名前のとおり京都府下の大小企業400社余りが会員として入っておられ、通常は経営者のための勉強会が活動内容なんですけど、やはり、健全な労使関係というものに裏打ちされて、主な分

野としては企業における人事、労務、人材の採用、教育とかを主たる業務にしております。いろんな会合に出席させていただいていますが、場合によっては企業活動そのものがこうした運動や実態に対する大きな壁になっておるということもあることは自覚しつつではあるんですけども、やはり企業も社会を構成する大きな一員というよりは、むしろ全ての方々の生活基盤の基礎を担っているという企業の一側面というのをしっかりと見据えて活動させていただこうと、いう立場でこの会議に参加させていただきました。よろしくお願ひします。

森田委員 : みなさんこんにちは。京都重症心身障害児(者)を守る会の森田と申します。失礼して座らせていただきます。僕はパーキンソン病で、最近、重くなってきており言語障害が出ていますので、聞きにくいと思いますけど失礼します。脳性麻痺のひとつに見られますように、最重度と言っていいほどの知的障害と肢体不自由の重複した障害を持った人達をどうかしようという会です。今後ともよろしくお願ひします。

矢吹委員 : 日本自立生活センターの矢吹と申します。1984年にその頃自立支援センターというのがまだ無かった頃に日本で初めて始まった機関ですけども、創立者の長橋さん達が始めた、先ほど藤井委員から御紹介がありましたが、地下鉄のエレベーターの問題とか或いはバスのリフトの問題など様々な、いわゆる福祉のまちづくり運動を進めてきた団体です。また、障害者自身が自分の力で自立生活あるいは社会に参加するいろんな場面に、障害者自身が自分の意見を持って、あるいは皆さんの力を借りながら参加していくということで、それを応援するという団体として自分たちも育ちながら、仲間を助けながら一緒に進んでいこうという団体です。今は、当面施設から二人ほど、かなり重度の障害の方ですが出たいということで、それに向けて応援しているところですが、お一人については3年くらいかかっているんですがまだ施設から出られないということもあって、誰が悪い良いという問題ではなくて、この社会の中で生きづらさというものがたくさんある。住みよい社会を作るといことの方で生きづらさを無くしていくということも大きなテーマではないかというふうに思っ、て、今回参加させていただいております。それから名簿ですが「日本自立支援センター」ではなく「日本自立生活センター」ですので修正をお願ひします。よろしくお願ひします。

山条委員 : 京都府障害厚生施設協議会の山条と申します。私どもは肢体不自由を主として視覚、聴覚、言語等に障害のある方達が利用されます京都府下14の身体障害者の施設が集まりました団体でございます。この条例制定に向けて御協力が出来ればと思います。いたりませんが、どうぞよろしくお願ひします。

山本委員 : 京都精神保健福祉施設協議会から参りました山本と申します。正式には今度の総会で副会長となる予定で、現在はまだ内定というところであります。精神保健福祉施設協議会は障害者自立支援法への移行であるとか総合福祉法が総合支援法という名前に変わりました内容も大分変わった形になって、今後どうなっていくのかなということで、とても法律の中で揺れてしまう弱い立場の事業所の集まりになっています。その辺りを今後つぶれることなくみんなの生活を守っていくため、継続していくにはどんな形が出来るのかをみんなで日々話

し合っています。今回は、冒頭の挨拶にも「安心・安全希望の京都」をモットーにということでお話しのあったように、本当にここに若輩者で微力ですが、代表で参加させていただいていますので、みんなの声を聞きながら、みんなの生活をどうしたら生かしていけるのか、可能性を広げられるのかを、ここにいらっしゃる皆さんと考えて行ければいいなと思っています。よろしくお願いします。

(3) 座長選出及び座長代理指名

- 初宿委員を座長に選出、座長から谷口委員を座長代理に指名

(4) 国・他都道府県の動向及び検討の進め方等について

〈各委員からの意見等〉

萩原委員： 昨年8月5日に施行された改正障害者基本法により、障害者の定義の「その他の心身の機能の障害」として障害者手帳を持たない難病も含まれることとなったので、知っておいていただきたい。

野々村委員： 1年間で検討するというスケジュールであるが、他の都道府県ではどれくらいの期間を費やしているのか。千葉県では各地域で条例の趣旨を共有できるように話し合いの場を持ったと聞いている。また、あの千葉県条例においてさえ条例の周知が十分でない面もあると聞いているので、条例制定段階から、より広範な層の人たちと趣旨を共有することが大切であるとする。その辺りについてはどのように考えているのか。

荒賀課長： 一定の方向性を示していただく期間として1年を目途に進めたいと考えている。確かに他府県ではもう少し長いスパンで取り組んでいるところもあり、条例を定めるプロセスとしてシンポジウム等の開催などを並行して行い広く府民の方に知っていただくということも必要と考えているので、ご指摘の点も踏まえて、今後の検討に活かしていきたい。

初宿座長： 早く条例化することも大切であるが拙速に制定すべきでない。さまざまなご意見を反映して良い条例にするには少し時間はかかるかと思う。目途は1年という説明であるが、できるだけ皆さんの意見を反映させた条例になるようお願いしたい。

森田委員： 次回の会議は、事例等の整理の進捗状況を踏まえて日程を調整するとされているが、いつ頃になるのか。

荒賀課長： 委員全員に集まっていただくこの会議は、皆様のご都合もいろいろあおりになると思うので、年に4、5回程度と考えており、2、3ヶ月に1回ぐらいのペースになるかと考えている。議論の中で様々な課題も出てくるかと思うので、その調整などについては、会議と会議の間に個々の委員あるいは一定のまとまった単位の委員で、議論を重ねながら進めて参りたい。次回については、募集した「不利益な取扱いと思われる事例等」について集約し、委員の皆様にもご意見をいただいた上で、日程調整させていただきたい。

初宿座長 : これだけの人数の会議であり、頻繁な会議開催は難しいと思う。2、3ヶ月に1度のペースで進めていくということだが、それでよろしいか。

(特に異議はなし)

矢吹委員 : 本日は会議時間が十分とれないと聞いていたので、「意見書」という形で私の意見を皆様のお手元にも配付させていただいた。私の個人名で書いているが、何人かの方々の御意見を集約したものであり、後ほど見ていただきたい。

この中で1つだけ、先ほども日程の話があったが、国の総合福祉部会では、いわゆる「骨格提言」が出されるまでに18回の会議を経ており、またホームページ等でも公開されている。私たちも全員が集まるのはなかなか難しいということであれば、分野別やテーマ別など、別な形での集まりも含めてできればいいのではないかと思う。

荒賀課長 : この検討会議の場でいきなり資料配付して御意見を求めていくには、このようにたくさんの委員のおられる中では時間も限られ、十分に御意見をいただくことが難しいと思う。委員の皆さんの最終の合意形成をする場としてはこの検討会議と思っているが、先ほど申し上げたように、それまでの間に、個々の委員やまとまった委員単位でのやりとりをさせていただきたい。

以 上